

周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和7年周南市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(周辺関係者)

第3条 条例第2条第5号の規則で定める者は、事業区域の敷地境界線からの水平距離が次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める範囲内にある居住者及び土地又は建築物について所有権その他の権利を有する者並びにその範囲内に区域のある自治会の代表者とする。

- (1) 太陽光発電設備の発電出力の合計が50キロワット未満の場合 100メートル
- (2) 太陽光発電設備の発電出力の合計が50キロワット以上の場合（次号に掲げる場合を除く。） 300メートル
- (3) 太陽光発電事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第一種事業に該当する場合 1キロメートル

(事前協議)

第4条 条例第7条の協議は、太陽光発電事業事前協議書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業区域の位置図
- (2) 事業区域及び前条に規定する範囲が確認できる書類
- (3) 現況写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(説明会)

第5条 事業者は、条例第8条第1項の説明会にあつては、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 事業計画の概要
- (2) 関係法令の遵守に関する事項

- (3) 事業区域についての所有権その他の使用の権利の取得に関する事項
 - (4) 太陽光発電設備の設置に係る工事の概要
 - (5) 事業者の関係者（主な出資先を含む。）に関する事項
 - (6) 太陽光発電事業が周辺地域の自然環境、生活環境、景観その他の地域環境（以下「地域環境等」という。）に対して及ぼし得る影響及びその予防措置の内容
 - (7) 維持管理に関する事項
 - (8) 太陽光発電事業に伴い生じ得る廃棄物その他の処理に関する事項
- 2 事業者は、条例第8条第1項の説明会の開催を予定する日時及び場所を説明会の開催を予定する日の2週間前までに、周辺関係者に対し次のいずれかの方法により通知しなければならない。
- (1) 投函又は個別訪問により書面を配布する方法
 - (2) 回覧板へ掲載する方法
- 3 事業者は、自ら説明会に出席し、説明するとともに説明会の内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体を当該太陽光発電事業が終了するまでの間適切に保管しなければならない。

（事業計画の届出）

第6条 条例第9条第1項の規定による事業計画の届出は、太陽光発電事業計画届出書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業者の住民票若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍謄本等（法人にあっては、登記事項証明書）の写し
 - (2) 事業区域について、所有権その他の使用の権利を有すること又はこれを確実に取得できることを証する書類の写し
 - (3) 太陽光発電設備の構造図及び配線図
 - (4) 関係法令に係る手続の実施状況を示す書類
 - (5) 説明会報告書（別記様式第3号）
 - (6) 誓約書（別記様式第4号）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項による届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の地域環境等の保全に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該区域を管轄する市町村長及び関係する行政機関の長等に対し、その旨を通知することができる。

(標識の記載事項等)

第7条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電設備の設置場所
- (2) 太陽光発電設備の発電出力の合計
- (3) 事業者並びに保守点検責任者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先
- (4) 運転開始年月日

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他の必要な措置を講じなければならない。

(事業開始の届出)

第8条 条例第11条第1項による届出は、太陽光発電事業開始届出書（別記様式第5号）に、第4条各号に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、同条の規定により提出した書類であって、その内容に変更がないものについては、これを省略することができる。

(変更の届出)

第9条 条例第9条第3項及び第11条第2項の規定による届出は、太陽光発電事業変更届出書（別記様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。ただし、次項第1号に該当する場合は、第12条の手続きによるものとする。

2 条例第9条第3項及び第11条第2項の規則で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲渡、合併、その他の事由を原因とした事業者の変更
- (2) 太陽光発電設備の発電出力の合計を20パーセント以上又は50キロワット以上増加する変更
- (3) その他市長が必要と認める変更

3 事業者は、前項に該当する場合は、条例第9条第3項又は第11条第2項の説明会を開催しなければならない。

(準用)

第10条 第5条第2項及び第3項の規定は、前条第3項の説明会の開催について準用する。この場合において、第5条第2項中「条例第8条第1項」とあるのは、「条例第9条第3項又は第11条第2項」と読み替えるものとする。

(適正な維持管理)

第11条 条例第13条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 外部から容易に太陽光発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないよう柵塀等をするなどの安全上の対策を講ずること。
- (2) 太陽光発電設備等の定期的な保守点検及び維持管理並びにそれらの内容の記録及び当該記録を太陽光発電事業が終了するまでの間保管すること。

2 条例第13条第2項の規定による報告は、事故等報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事故等発生時の状況及び措置後の状況が確認できる写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(地位承継の届出)

第12条 条例第14条の規定による届出は、太陽光発電事業地位承継届出書(別記様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(廃止の届出)

第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書(別記様式第9号)により行うものとする。

(撤去の届出)

第14条 条例第16条の規定による届出は、太陽光発電事業撤去完了届出書(別記様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 太陽光発電設備の撤去前後の状況が確認できる写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(身分証明書)

第15条 条例第18条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第11号)とする。

(指導)

第16条 条例第19条の規定による指導は、指導通知書(別記様式第12号)により行うものとする。

(勧告)

第17条 条例第20条第1項の規定による勧告は、勧告通知書（別記様式第13号）により行うものとする。

(公表及び弁明の方法)

第18条 条例第21条第1項の規定による公表は、周南市公告式条例（平成15年周南市条例第3号）第1条の規定の例によるほか、市のホームページへの掲載その他の適切な方法によるものとする。

2 条例第21条第2項に規定する弁明は、弁明書の提出により行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭ですることができる。

3 市長は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その日時）までに相当な期間において、弁明の機会を与えようとする者に対し、弁明通知書（別記様式第14号）により通知しなければならない。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に事業者が設置の工事に着手した太陽光発電設備に対する第8条本文の規定の適用については、同条本文中「第4条各号」とあるのは、「第4条各号及び第6条第1項各号（第5号を除く。）」とする。